

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 6 号	令和5年8月22日 受理
件 名	保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情
陳 情 者	横浜市南区高根町一丁目3番地 神奈川県地域労働文化会館4階 公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 理事長 佐野 充
付託委員会	市民福祉常任委員会

《陳情の趣旨》

子供は、他の何物にも代えることのできない大切な存在です。しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子供の尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子供の命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育施設での重大事故は、保育士をはじめとした保育所スタッフの人員不足が大きな原因であることは明らかです。

こうした中、保育施設の職員配置基準は長い間見直しがされておらず、特に4～5歳児においては保育士1人につき30人とされており、国際的に比較してもかなり低い水準のままです。また、多くの自治体で独自の配置基準を設け人員を配置していますが、その分に関わる財源は全て現場任せとなっている仕組み自体も問題です。

保育士の平均月給は全産業平均より約5万円低く（2021年度政府調査）、責任と見合わない処遇から離職や新規採用者が集まらず人員不足が一層深刻化しています。子供たちの安全を第一に、保育の質の維持・向上に努めている保育士の離職防止と人材確保に向け適切な配置基準への改善と必要な財源確保をお願いするものです。

保育士の保育施設配置基準を少なくともOECD先進国並みの配置基準に改善するとともに、必要な財源を十分に確保するよう国に対し意見書の提出をお願いいたします。

<資料>保育士の配置基準（保育士1人で見られる子供の人数）

	日本	米 (ニューヨーク州)	英国	フランス	ドイツ
乳児	3人	4人 (1歳半以降は5人)	3人	歩けない子5人、 歩ける子8人	6人
1歳	6人		4人		
2歳	6人				
3歳	20人	7人	13人	15人	13人
4歳	30人	8人			
5歳	30人	9人			

※日本は現在の基準。日本以外の各国データは2009年当時の全国社会福祉協議会の報告書より

《陳情の項目》

- 1 保育施設の配置基準を引上げ保育士の増員を図ること。
- 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 公定価格を引上げ、保育職場で働く全ての職員の処遇改善を図ること。